

岩手県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
橋爪歯科医院	大船渡市大船渡町字上山11番地18	平成25年10月17日
沼崎歯科医院	遠野市松崎町白岩23地割71番地5	平成25年11月9日
峰岸歯科医院	大船渡市大船渡町字笹崎15番地9	平成25年11月11日
たかた歯科医院	陸前高田市気仙町字土手影54街区1画地	平成25年11月18日
藤井小児科内科クリニック	上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4シーサイドタウンマスト2階	平成25年12月1日